

**公立大学法人福井県立大学 総務事務運營業務委託および
労働者派遣業務 公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

福井県立大学事務局の業務については、定型的な業務の一部を総務事務運營業務委託および労働者派遣業務により対応している。

本要領は、この両方の業務を効率的に執行するための総務事務運營業務受託事業者ならびに労働者派遣業務事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法など必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

公立大学法人福井県立大学 総務事務運營業務委託および労働者派遣業務

(2) 契約期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 業務内容

公立大学法人福井県立大学 総務事務運營業務委託仕様書（別紙1）

公立大学法人福井県立大学 労働者派遣業務仕様書（別紙2）による。

(4) 提案上限金額

総務事務運營業務（3年総額）については、

47,610,000 円（消費税および地方消費税を除く）を上限とする。

労働者派遣業務については、本学と受託予定者との間で、別途設定する予定価格（派遣労働者1人1時間当たりの派遣料金単価）の範囲内で決定する。

3 提案書を提出する者に必要な資格

提案書を提出することができる者（以下、「参加者」という。）は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（公立大学法人福井県立大学細則第17号）第4条に基づき定める競争参加の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。

(4) 福井県内に本店、支店または営業所等の事務所を有している者であること。

(5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会もしくは同協会が認定したプライバシーマーク指定審査機関が認定するプライバシーマーク登録証を受けている者、または一般

財団法人日本情報経済社会推進協会が認定した I S M S 認証機関が認証する I S M S 認証（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得している者であること。

- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (7) 平成 29 年 4 月 1 日以降に、国、地方公共団体または独立行政法人における、提案を求める総務事務運營業務と同種または類似の業務を元請として受託（受託期間が 1 年以上のものに限る。）し、履行した実績を有する者であること。
- (8) 平成 29 年 4 月 1 日以降に、国、地方公共団体または独立行政法人における、提案を求める労働者派遣契約と同種または類似の業務（契約期間が 1 年以上のものに限る。）を履行した実績を有する者であること。
- (9) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、契約先候補者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、契約先候補者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 提案者が前記 3 の参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、提案上限金額を超える場合
- (3) 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- (4) 複数の企画提案書を提出した場合
- (5) 提出資料に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合

- (8) 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (10) 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

5 実施要領の交付等に関する事項

(1) 実施スケジュール

	内 容	期 間
1	実施要領等の公表	令和3年12月22日
2	実施要領等の配布期間	令和3年12月22日から令和4年1月12日まで
3	提出書類の受付期間	令和4年1月12日16:00（郵送は必着）
4	資格確認の結果通知	令和4年1月18日
5	参加が認められなかった 場合の質問受付期間	令和4年1月18日から1月20日16:00（郵送は必着）
6	質問受付期間	令和4年1月20日17:00 まで
7	質問回答	令和4年1月25日
8	企画提案書の受付期間	令和4年2月1日16:00 まで（郵送は必着）
9	提案審査	令和4年2月7日
10	審査結果の公表	令和4年2月10日 本学ホームページ上にて

(2) 実施要領の交付場所、部局の名称および所在地ならびにこのプロポーザルに関する問合せ先

〒910-1195 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学企画広報室

TEL 0776-61-6000（内線1068） FAX 0776-61-6011

(3) 契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および問合せ先

〒910-1195 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学財務課

TEL 0776-61-6000（内線1058） FAX 0776-61-6011

(4) 実施要領は上記のほか、本学ホームページで公開する。

6 プロポーザル参加資格認定の申請手続

企画提案書を提出しようとする者は、あらかじめ参加資格を確認するための書類を次のア〜クにより提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 法人等の概要（様式2）

ウ 会社概要（会社案内、パンフレット等）

エ 提案を求める業務と同種または類似の業務の契約実績（様式3）

オ 参加資格に係る誓約書（様式４）

カ 福井県の入札参加資格決定通知書の写し

キ プライバシーマーク登録証の写または、情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）認証証明書の写

ク 労働者派遣事業許可証の写

（２）提出期限 令和４年１月１２日（水）１６時

（３）提出部数 各１部

（４）提出方法 持参または郵送によること。
郵送の場合は（２）提出期限までに必着とする。

（５）提出先 ５（２）に同じ。

７ 参加資格の確認

（１）資格確認の結果通知

上記６により、提出書類を提出した者については、参加資格要件を審査し、その結果を令和４年１月１８日（火）までに書面で通知する。

（２）資格認定を受けられなかったものに対する説明

審査の結果、参加が認められなかった者は、審査の結果に対する質問書（様式は任意とする）を提出することにより、その理由について説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和４年１月２０日（木）１６時

イ 提出方法 持参または郵送によること。
郵送の場合は、ア提出期限までに必着とする。

ウ 提出先 ５（２）に同じ。

エ 回答 質問に対する回答は、質問者に対して書面により速やかに行うものとする。

８ 質問の受付および回答

次の（１）～（４）により、プロポーザルに関する質問を受け付け、回答する。

（１）質問は、文書により行うものとする。（様式自由）（郵送またはＦＡＸ）

（２）質問の受付期間は、令和４年１月２０日（木）１７時までとする。（郵送の場合は必着）

（３）送付先 ５（２）と同じ

（４）回答は、質問者に対し、令和４年１月２５日（火）までにＦＡＸにより行う。

９ 企画提案書の提出

７により参加資格があると確認された者は、総務事務運営業務委託仕様書（別紙１）、労働者派遣業務仕様書（別紙２）および参考資料に基づき、総務事務運営業務委託お

よび労働者派遣業務企画提案書（様式５）を、以下の（１）～（５）のとおり提出するものとする。

- （１）提出期限 令和４年２月１日（火）１６時
- （２）提出部数 ８部
- （３）提出方法 持参または郵送によること。
郵送の場合は（１）提出期限までに必着とする。
- （４）提出先 ５（２）に同じ。
- （５）留意事項 企画提案書は、別紙１と別紙２の両方の業務を提案し、プレゼンテーション時間（２０分）を考慮した適正な量とすること。
- （６）提出辞退 参加申込みを行った後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式は任意とする）を提出期限までに５（２）に提出すること。
なお、当該辞退による本学の不利益な取扱いはない。

１０ プレゼンテーションの実施

企画提案の審査に係るプレゼンテーションを次の（１）から（３）により行う。

- （１）日 時 令和４年２月７日（月）
１社につき３０分（説明２０分、質疑応答１０分）とする。
なお、各社の時間割については別途連絡する。
- （２）場 所 公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパス本部棟
- （３）準備物 プレゼンテーションは既提出の企画提案書のみを用いることとし、パソコン、プロジェクター等は使用しないものとする。

１１ 契約先候補者の決定

本学は、企画提案書を総合的に審査し、総合点が最も高かった提案者を契約先候補者として決定する。本プロポーザルにより決定するのは、契約先候補者であり、契約の相手方の決定は１３による。

１２ 審査結果の通知

- （１）提案者の審査結果については、企画提案書を提出した者に書面で通知する。
- （２）審査結果に関する質問は受け付けない。
- （３）審査経緯については公表しない。

1 3 契約の締結

本学は、契約先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、本学と契約先候補者との間で随意契約により契約を締結する。

なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

また、次の場合には、本学は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 契約先候補者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
- (2) 契約先候補者の財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- (3) その他、受託予定者の著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じた場合

1 4 契約書作成の可否

要

1 5 契約保証金

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

1 6 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。

1 7 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本学に協議のうえ、その承諾を得ること。

1 8 その他

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案に関する経費は全額提案者負担とする。